

“環境首都いわて”の推進力に

社団法人岩手県産業廃棄物協会

会長 門脇 生男



岩手県中小企業団体中央会様、並びに会員組合の皆様、さらには各企業の皆様には、平素より当協会の業務に対しまして格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

地球環境問題が、今日これほど多くの方々の関心を寄せている時はありません。健全な循環型地域社会形成こそ、人類の宿題である健康で幸福な生活環境づくりの原点と思います。環境を守る最前線の担い手であり、静脈産業の中核である我々産業廃棄物処理業界は、一部心ない者の違反等により、世間からの注がれる視線は決して好ましいものではありません。加えて毎年のように改正される法・政令・条例等により規制が強化されるなど極めて厳しい状況下であり、一時の停滞も一步の後退も許されないのが現状であります。

(社)全国産業廃棄物連合会が発行している「INDUST」に“欧州の環境思想”が掲載されており

「ドイツ人と日本人は、ともに戦後工業国として目ざましい高度成長を遂げてきたが環境保護に関する国民の意識は大きな差が生じた。その原因の一つは、ドイツでは環境保護を掲げる政党“緑の党”の誕生と、もう一つは市民の草の根的な環境運動の盛り上がり、特に政治的背景や接点を全く持たない団体が、行政と対等なレベルで環境保護活動を行っていることである。」とし、また、92年に「環境首都」の栄誉を受けたフライブルグでは、市民が自分達でできること、すなわち省エネや廃棄物の再利用、クリーンエネルギーの供給、公共交通機関の積極的利用など市民一人一人の努力で環境保護に取り組んでいることを紹介しております。

さて、我が岩手県では日本の“環境首都”を目指し各種の施策を実施しており、当協会が全国に先駆けて取り組んでいる産業廃棄物処理業優良業者の育成もその一躍を担うものであります。

岩手県産業廃棄物処理業者育成センターの発足、産業廃棄物処理業者の格付け制度開始から3年が経過し、今年度は制度のブラッシュアップを図り1段階評価から3段階の格付け評価に移行し、去る6月29日に62社を基準適合業者として公表しました。

この優良業者育成の究極の目的は、廃棄物を扱う全ての者が法の遵守と安全衛生確保を基本理念として、モラル・技術・経営など全ての面で資質の向上を図ることにあります。

これを達成することにより過去から引きずって来た業界に対する不信や灰色のイメージを払拭でき、排出事業界はもとより、広く一般県民からも全幅の信頼を得られると信じております。常に環境を守る最前線で働くプロとして、3R運動を実践徹底し、県が掲げる“環境首都いわて”の強力な推進力となり、ひいては岩手の我々の業界が先駆者となり幅広い環境保護活動ができると夢見ております。

県内の産業をとりまく環境は依然として厳しく、首都圏との格差に加え、北上川流域地域と県北・沿岸地域との県内での格差が顕在化してきております。このような時こそ県内の中小企業の皆様が希望を持って事業を継続、あるいは新たに立ち上げていただけますよう、当センターとしてもサービス内容の充実強化に努め、皆様のご支援をさせていただくこととしております。

皆様のご利用をお待ちしております。

総会議事録・理事会議事録の作成

本誌7月号3ページで「会社法施行に伴う中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の主な改正点」として総会、理事会議事録の記載事項等について掲載しましたが、今回は作成例を示しますので参考にいただければ幸いです。

・総会議事録について

総会議事録の署名（又は記名押印）については、今回の改正により法律上は、必要なくなりましたが、各組合の定款条文において、署名（又は記名押印）を義務付けていますので、定款を変更しない限り、署名（又は記名押印）は必要と思われます。また、代表理事の登記の際には、総会議事録の添付を求められるケースもありますので実務上のトラブル防止のためにも現行どおり記名押印することをお勧めいたします。

さて、議事録の様式については、法律の施行規則には特段の様式が定められておりませんが、必要な記載事項が議事録中に網羅されていれば有効であると考えられます。

従って、今回は定款を変更せず、現行どおり署名（又は記名押印）することを前提として、これまで多くの組合で作成されていた一般的なスタイルの議事録をもとに、一つのひな形を示すとすれば、次のとおりです。なお、下線部分は新たに追加された記載事項です。

< 総会議事録の一例 >

組合通常（臨時）総会議事録

1. 総会の種類 第 回通常（臨時）総会
2. 招集年月日 平成 年 月 日
3. 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成 年 月 日（曜日）午後 時
 - (2) 開催場所 会館 第4会議室
岩手県盛岡市内丸 番号
4. 組合員数及びその出席組合員数
 - (1) 組合員数 人
 - (2) 出席組合員数 人（本人出席 人、委任状出席 人、書面出席 人）
5. 出席理事の氏名
、 、 、
6. 出席監事の氏名
7. 議長の氏名
8. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
9. 議長選任の経過
定刻に至り司会者 開会を宣し、続いて代表理事（理事長）
が挨拶した。司会者から本日の第 回通常（臨時）総会は定足数を

満たしたので有効に成立する旨を告げたのち、議長の選出についてはかったところ、満場一致をもって が議長に選任された。続いて議長から挨拶ののち、議案の審議に入った。

10. 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

第1号議案 年度事業報告及び決算関係書類承認の件

議長は、 に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

第2号議案 年度事業計画案及び収支予算案の件

議長は、 に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく原案通り可決決定した。

（以降各議案）

以上ですべての議案の審議を終了したので議長は退任の挨拶を行い、午後時分に閉会した。

平成 年 月 日

議 長 印

出席理事 印

出席理事 印

出席理事 印

・理事会議事録について

今回の改正により、議事録が書面で作成されているときは、出席理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならないと明示されました。（組合法第36条の7、団体法第5条の23及び第47条）。このことにより、作成した議事録へ出席理事が署名するか、記名押印をするかは、任意に選択することができることとなりました。

しかし、登記に関しては改正後も商業登記法第148条が準用され、同条により商業登記規則が適用されており、従来どおり、代表理事の登記等の際には、同規則に基づき記名押印が求められます。よって、理事会議事録へは署名ではなく記名押印を行うことが登記申請に際し便宜です。

また議事録の様式については、総会議事録同様に法律の施行規則には特段の様式が定められておりませんので、必要な記載事項が議事録中に網羅されていれば有効であると考えられます。

< 理事会議事録の一例 >

第 回理事会議事録

協同組合

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所
(1) 開催日時 平成 年 月 日 曜日午前 時
(2) 開催場所 本組合事務所内会議室
岩手県盛岡市内丸 番 号

3. 理事数及び出席理事数
(1) 理事数 人
(2) 出席理事数 人
4. 出席理事の氏名

5. 欠席した理事の氏名

6. 出席監事の氏名

出席者がいる場合
出席者がいない場合 出席監事はいない

7. 議長の氏名

8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

該当者がいる場合 第 号議案について
該当する理事がいない場合 該当する理事がいない

9. 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

第1号議案 年度通常総会への提出議案について

議長は、 に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく可決決定した。

賛成した理事の氏名

(以降各議案)

以上ですべての議案の審議を終了したので、午前 時 分に閉会した。

平成 年 月 日

議長理事 印

出席理事 印

出席理事 印

出席理事 印

企業組合による介護サービス・高齢者自立支援事業

企業組合は他の中小企業組合と異なり、事業者に限らず勤労者や主婦、学生なども組合員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、安定した自らの働く場を確保する創業する手段として適している。この特色を利用して企業組合組織による介護サービス・高齢者自立支援事業が活発化している。

企業組合はる風～介護保険制度改正に対応した「地域密着型サービス」～

小規模型通所介護事業（利用者定員10名/日のデイサービス）を実施する「企業組合はる風」の創立総会が盛岡市で開催された。

全国的に介護サービス事業を実施する法人の種類は、株式会社や有限会社、社会福祉法人が8割前後を占める他、農協、NPO法人も増えて来ているが、企業組合組織による介護サービスの比率は全体的には少なく、本県でも初の事例であり、今後の活用事例の増加が期待される。

今、日本は少子高齢化社会に突入し、特に、高齢者の増加に伴い、要介護者が増え続け、大きな社会問題となっている。設立発起人代表の小笠原直司氏は、医療法人の理事として介護福祉施設等の設立・運営に10年間携わる等医療・介護業界の経歴が長い。

平成18年4月の介護保険制度改定に伴い、生活圏域ごとの「地域密着型サービス」が創設されたのを踏まえて、これまで蓄積して来た介護福祉施設の管理ノウハウを生かしながら、高齢者の切実な願いを実現するために、要介護者が住み慣れた地域で継続して暮らし、自宅と同様の環境で介護サービスを受けられるよう、企業組合はる風を設立することとした。具体的には、要介護者に対して日帰りの施設に通いながら、入浴や食事などの介護、機能訓練などのサービスを行い、地域の住民の負託に応えたい意向である。

企業組合にしわが風土～超高齢化社会に安心と生きがいを～

岩手県和賀郡西和賀町では県内でも高齢化が進んでいる地域であり、行政・地域にとっても切実な問題となっている。この西和賀地域に「介護予防を目的とし、高齢者が積極的に社会に関わっていくことにより生きがいを創出していく」という理念のもと新たな取り組みを始めようとしているグループ（企業組合にしわが風土(仮称)）がある。発起人は7名(代表：淀川豊氏)で、30～40代の若い世代が立ち上がった。

このグループの主な事業は以下のものを予定。

共同住宅の建設・管理・運営

産地直売所の運営・管理、農産物の販売・加工

就農等促進のためのコンサルティング事業

『複合型高齢者住宅』というコンセプトのもと、空き家や空き店舗を改装し、2階部分に高齢者住宅、1階部分に産地直売所を設けた施設を建設。

高齢者住宅の入居対象となるのは介護認定において『自立』と認定された方々とし、入居者は産直施設の運営に携わることにより、労働を通して社会との接点を持ち生きがいを感じてもらおう仕組みとなっている。将来的には1階部分にサロンも併設し、社会福祉法人と連携をとりながら訪問介護の拠点とすることも検討している。

産直施設は他の施設との差別化を図るため、農産物を販売するだけでなく西和賀地方の食文化を広く紹介する場として加工品等も取り扱う予定であり、そういった加工食品の付加価値として高齢者の方の知識・知恵を活用することが期待される。

“企業組合制度”を活用し、産地直売所の12月オープン（組合は9月設立予定）を目指して目下奮闘中である。

地域雇用開発活性化事業「2007年問題対応U・Iターン事業」実施中

今年度本会では、厚生労働省「地域雇用開発活性化事業」（2007年問題対応U・Iターン事業）を岩手労働局より受託し実施しております。

「地域雇用開発活性化事業」は、技能承継などが問題視される「2007年問題」（昭和22年～昭和24年生まれの「団塊世代」労働者の一斉引退）に対応すべく、首都圏に多数在住している団塊世代の高い技能、幅広い経験、人脈を有する人材等を対象に、岩手県内企業へのU・Iターンによる就労を推進することで本県産業・企業の活性化を図り雇用機会を創出することを趣旨に実施されるものです。

いわてに帰ってこいよ～！



本事業で中心となる対象地域・業種は以下のとおりです。

対象地域：北上川流域の地域（今年度は特に盛岡・花巻・北上地区）

対象業種：いわゆる“ものづくり”産業です。（鉄鋼業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、精密機械器具製造業、化学工業、非鉄金属製造業、輸送機械器具製造業）

本事業では、以下の3つの活動を行います。

人材確保・育成プログラム作成：団塊世代人材のニーズ調査を実施、調査結果から、課題を抽出し、改善策を策定した上、対象事業所で実施していただきます。

人材確保活動：東京都内で、団塊世代人材と採用希望企業との共同就職面接会を開催します。

人材育成活動：若手従業員に対する技能承継等のためのセミナー、および経営者等を対象に従業員の職場定着のためのセミナーを開催します。（盛岡・花巻・北上の3地区でそれぞれ開催予定）

首都圏で“ものづくり”に携わってきた団塊の世代の採用にご興味ある事業所がございましたら、ご紹介ください！

先般、本事業実施にあたり、岩手労働局、岩手県地域振興部地域企画室、同じく商工労働観光部労政能力開発課、(財)ふるさといわて定住財団、岩手県機械金属工業（協連）等の関係機関の方々にお集まりいただき連絡会議を開催いたしました。

連絡会議では、特に、首都圏の団塊世代の岩手へのU・Iターン希望者にどういった手段で本事業を知らせ、就職面接会へ誘い出すか？と企業側にニーズがあるのか？といった事業推進上の課題に焦点がしぼられ、出席された方々から、貴重な情報・ご意見・アイデアをいただきました。



連絡会議の様

関連書籍情報 - 2007年問題にご興味のある方へ -

（その1）『『団塊』退職で変わる経済伸びるビジネス～人口動態から読むこれからの10年～』

出版元：東洋経済新聞社 2,100円（税込）

大変動がもたらす、マクロ経済・企業経営・消費の構造変化を予見。高成長が見込まれる産業分野の新たなビジネスチャンスを示した、これからの時代を生き抜くための必読書。

（その2）『団塊世代60年～どう生きてきたか～』 出版元：生産性出版 1,890円（税込）

団塊世代の「現役引退」に伴った労働環境の変化、子どもたちの教育・家庭環境・消費行動はどうなるのか、高齢化社会に向かっている様々な課題への対応等、「団塊世代」の役割期待にエールを送りつつ考察する。

これら2冊の書籍は、本会「アライアンス企業連携ひろば」ホームページの企業連携レポートブログ (<http://www.allianceworld.net/blog/>) から購入できます。

久慈市

- Town Information -

久慈市 メモ：人口 39,141人 面積 623.14km²
 〒028-8030 久慈市川崎町1 - 1 TEL0194 52-2111

久慈市は平成18年3月6日に旧山形村と合併し、新生「久慈市」となり、岩手県北部の沿岸拠点都市として発展を続けています。東に風光明媚な海岸線、西に緑あざやかな山あいが続く自然に囲まれた美しいまちです。リアスの「陸中海岸国立公園」は、豪壮な断崖と岩礁が連なり男性的な景観が特徴で大自然の彫刻に驚嘆します。特に「北限の海女」で知られる小袖海岸は、つりがね洞やかぶと岩など大小さまざまな小島が浮かび、赤銅色の岩礁が連なる景勝地です。



白樺林が樹立する平庭高原は、オールシーズンとして季節の移ろいや大自然を満喫できるフィールドです。北上高地の山々から湧き出した清水をたたえる河川が久慈川に合流し、川に面した山腹は断崖がそそり立つ、激しくも優美な流れは、変化に富んだ久慈渓流を形作ります。新緑や錦秋に彩られた瀬や滝は自然が作り出す芸術で清冽そのものです。久慈渓流、平庭高原と合わせて「久慈平庭県立自然公園」に指定されています。

URL <http://www.city.kuji.iwate.jp/>

琥珀色の輝き、伝統の技に陶酔

久慈市は地域資源も豊富です。ここには大地の恵から造られた特産品があります。一つは数千万年の時を経て樹木の樹脂が結晶となった太古の化石「琥珀」。学術的にも希少価値があり全世界で愛され続けています。その高貴な輝き、神秘的な色合いは独特なものがあり古代のロマンを閉じ込めた美しい自然の宝箱です。「久慈琥珀博物館」では自然の神秘に触れることができ、時空を越えた輝きとの出会いは、古代のロマンを呼び起こさせるものがあります。もう一つは県内最古の技法を伝統的に今日まで守り続けている北限の民窯「小久慈焼」。清楚で素朴さが魅力です。庶民の食卓が活躍の場だった器は、美を競わず実用を重んじ確かな手作業を伝えます。釉薬の持つ渋みが、独特のさりげない風合いを醸し出し、あたたかさや柔らかさが感じられる逸品です。



不思議の国の北リアス

久慈市は「空気投げ」で柔道界に輝かしい名を残した三船久蔵十段の生誕の地、柔道のまちでもあります。文武に長けた郷土の偉人を顕彰した「三船十段記念館」が建てられています。資料や遺品の展示のほか、柔道場も併設されています。

「もぐらんぴあ」は、国家地下石油備蓄基地の作業用トンネルを利用した日本初の地下水族科学館。魚が泳ぎまわる中を通過するトンネル水槽や、ふれあい水槽、南国の海をイメージしたサンゴの海。そのほか、特殊蛍光画と音響効果で水中の世界を表した「アクアホール」。また、石油文化ホールでは地球の歴史、石油備蓄の仕組みや利点、周辺の海域の状況から最新の工事状況までわかりやすく解説されています。

「アンバーホール(久慈市文化会館)」は、モダンで開放的な空間の斬新なデザイン(黒川紀章氏設計)が印象的です。展望台からは市内や海岸線の美しい眺めを一望できるビュースポットです。

歴史あり、自然あり、味覚あり、「歴史が息づく賑わいの里」久慈市は、独自の文化をつくっています。久慈の市日の歴史は古く、三と八のつく日に開かれ「六斎市」とも呼ばれていました。交通・文化の要路として栄えたまちの歴史を今に伝え、賑わいを見せています。長年市民の台所として親しまれている「久慈市民市場」は、四季折々の山海の幸など新鮮な食材を求める人々で賑わいます。市場ならではの雰囲気の中で温かい会話も楽しみの一つ。活気と人情あふれる風情は、まごころとともに心を満たしてくれます。

遠野すずらん振興協同組合

理事長 佐々木 博 組合員数 160名 設 立 平成元年5月25日
住 所 遠野市中央通り4-3 電 話 0198-62-0575

平成元年、市内の小売業、飲食業、サービス業者が市街地の活性化と消費者ニーズに対応すべく、スタンプ事業を目的として(協)遠野スタンプ会を設立した。平成3年5月には商品券事業を開始、事業内容の拡大に伴い、同年11月には組合名を「遠野すずらん振興(協)」に変更した。

平成6年度には、国・県の補助事業である「中小小売商業高度化情報化推進事業」に取り組み、スタンプからポイントカード等の導入可能性について調査を行い、平成10年10月10日に『スキップカード』を開始した。

スキップカード「満点350ポイントで500円」とスキップカード1000、『すずらん教育助成券』

徹底した消費者サイドに立ったサービスを展開。ポイントの出し惜しみは一切しない。ポイントを発行すればするほど消費者はついてくるということを加盟店に徹底している。

【ポイントカード事業の方針】

- 1, どこでも(加盟店160店舗)・・・ほぼ市内の全店が加盟店となっています。
- 2, お得感(350ポイント満点で500円買い物できる)・・・スキップカード1000も発行
- 3, 楽しさの提供(各種イベントを開催)・・・旅行・コンサート・大抽選会等カード利用者の魅力ある特典
- 4, 便利(市内金融機関へ預金もできる)・・・満点カードを預金に
- 5, 地域密着(組合による付加価値のある活動)・・・教育助成制度の導入

【スキップカード・スキップカード1000】

名 称		スキップカード	スキップカード1000
満 点		350点	350点
特 典	お買い物	500円のお買い物	1000円のお買い物
	金融機関預金	可能	不可
	Wチャンス抽選	可能	不可
	イベント参加	可能	不可

スキップカード1000とは

加盟店の販売促進用として利用される。

- 1, お客様還元セールなどの抽選の景品や、各種イベントの景品
- 2, 加盟店がお得意様に贈呈する

『すずらん教育助成券』の開始

市内の保育園・幼稚園・小中学校が集めるとお買物券と引き替えることができる。

新すずらん商品券

平成3年から発行してきた商品券を平成16年12月に刷新。従来の500円券とともに1000円券を加え、新デザイン・偽造防止対策を講じた『新すずらん商品券』を発行した。

共同販促事業

年間の共同販促予算は1千万円を超える。魅力ある販促事業は、消費者を呼び共同事業は活性化する。

【主な販促事業】

5月母の日大感謝祭・7～8月すずらんサマーセール・すずらんビールまつり・ポップロードフェスティバル、10月 どっちゃん・まっちゃん・とおの市、移動抽選会、全店ポイント3倍セール、12・1月年末・年始セール、3月フレッシュマンセール
【旅行招待の例】 ディズニールランド、東京下町ツアー、さくらんぼ狩りとそば打ち体験日帰りの旅、会津浪漫の旅等その他多数のツアーを実施している。

岩手県中小企業振興奨励賞受賞

1億円を超えるスキップカード及び商品券の発行を通じ、組合員事業の振興とともに遠野市の活性化に大きく貢献したことにより、平成18年4月26日に開催された第51回中央会通常総会において『岩手県中小企業振興奨励賞』を受賞した。

景況感は横這いで推移 (平成18年7月)

全体の概要

7月は梅雨が長く続き、天候不順等もあって前月と比べると減少を示す指標が目立った。ただし、全体の景況DI値は32であり、昨年同月の景況DI値46と比べると確実に景気が改善しつつあることを示している。業種によってはイベント等で訴求を強める活動を行うなど、工夫を凝らした取り組みも目立った月であり、業種や地域等によって景況感に開きはあるものの基調としては横這いで推移している。

主な業界及び地域組合等の動向

パン製造業

天候に左右される時期であり全体として動きが鈍い。夏季休暇等で余計動きが鈍くなる。

漬物製造業

野菜価格が急騰する中、量販店の納入価格は引き上げ困難で収益状況は悪化した。中元のチラシ企画も振るわず。

木材・木製品製造業

例年7～8月は製紙会社の工場点検により、10日前後チップ受入をストップされるため、この影響が懸念。

窯業・土石製造業

前月に続き全県でプラスの伸びとなった。

鉄鋼金属製造業

南部鉄器の国内需要は低迷。欧米輸出は順調に推移。機械鋳物は中国向け工作機械等の需要が高水準で推移。売上対前年比125%の水準。設備操業度を上げて生産が追いつかない状況。

水産物卸売業(盛岡市)

カツオ豊漁による魚価安あり。サンマは相場が堅

調推移し量的には前年オーバーしたが、額では下回った。

酒・調味料小売業

酒類の消費数量・販売金額とも前年比93%と厳しい状況。貢献したのは第3のビールの105%。

自転車小売業

今年は小売店・量販店を問わず、売れる店と売れない店の格差が開いている。

商店街(一関)

長雨と梅雨の影響で商店街全般に不振。一方郊外店・大型店はまずまずの業績。

板金工事業

資材の値上がりは一旦落ち着いたかに見えたが、原油値上がりにより再々の資材値上がりがあり、請負単価を上げることができない業者間で競争が一層激しくなりそうである。

旅館業

昨年同様天候に恵まれず、梅雨明けもずれ込んだこともあり引き続き低調な業況を示した。

前年同月(平成17年7月)との数値の比較

17年7月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	3	8	9	1	12	7	1	14	5	4	8	8
非製造業	3	10	23	1	13	22	0	21	15	0	14	22
計	6	18	32	2	25	29	1	35	20	4	22	30

18年7月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	6	7	9	4	9	9	1	14	7	5	8	9
非製造業	8	16	14	0	21	17	1	28	9	1	21	16
計	14	23	23	4	30	26	2	42	16	6	29	25



【組合運営Q & A】

本欄では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q&A 1

Q．自由脱退する組合員への対応について

A．組合員が脱退する場合、中協法第18条及び定款に定めたとおり年度末90日以上前に予告を必要とし（脱退届を提出してもらう）、事業年度末の脱退となる。従って、脱退予告後も年度末に至るまでの間は依然として組合員たる地位があり、組合員としての権利と義務を有する。

事業年度末以後は、組合員たる地位を失うことから、組合員として事業年度終了後の総会に出席することは出来ない。

Q&A 2

Q．理事が、理事会に出席できないときは、代理人を参加させることができるか。

A．組合と理事の関係は、民法上の委任契約に関する一連の規定が適用され、その権利の行使・義務の履行は、理事自らの意思及び行為として行われるものである。

従って、代理人をもって議決権を行使することはできない。

理事会に万が一やむを得ず欠席する場合は、出来るだけ書面により議案の賛否の意思表示をしておくことが適当である。